

令和6年9月定例会 一般質問 中山武彦議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「心身の健康を守る職場づくり、まちづくりについて」

○中山武彦 皆さんこんにちは。公明党の中山武彦です。

それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

1月1日の能登半島の地震に始まり、7月の梅雨前線の影響による大雨の被害、また先月の南海トラフ巨大地震ではございましたが、地震が発生いたしました。また、台風被害等々、自然災害が続いております。お亡くなりになられました方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの皆様のお見舞いを申し上げたいと思います。

質問に入ります。

最初に、心身の健康を守る職場づくり、まちづくりについてでございます。

昨年5月以降、新型コロナウイルスの感染症の位置づけが感染法上の重篤性の高い2類相当から緩和されました。対策は、基本的には個人また事業者の判断になる5類に移ったわけでございます。コロナ禍ではリアルに質問もさせていただきましたけども、緊張した生活を余儀なくされる中で子供さんの元気がなくなったり、大人の間でもメンタルが大変に影響を受けて、いわゆるコロナ鬱ということでも症状が現れた方がいらっしゃいました。こういったことで引き続き注意が必要でございますけども、一方で従来からの働き方また長時間労働が課題であるということで、この過重な労働による労災等について質問していきたいと思います。

過労死の防止のために国を挙げて今働き方改革が進められておりますけども、1つ目に香芝市の長時間勤務の実態について質問したいと思います。

これで壇上から1回目の質問を終わります。

○企画部長 災害時対応を除きました令和5年度の時間外勤務の時間数につきましては、合計で約6万4,700時間ございました。令和4年度の約5万7,000時間より7,700時間の増加となっております。昨年度につきましては、複数の課におきまして各種計画策定年度であったことございましたり、税務課においては固定資産の評価替えの年度であったことなどが主な要因であったというふうに考えております。

○中山武彦 増加してるということで、仕事の質も量の増加という理由の背景もお述べいただきました。政府は、この8月2日の閣議で過労死を防ぐための大綱ということで過労死等防止対策大綱を改定いたしまして、仕事のストレスとか過重な労働を改善する取組を推進しております。香芝においても、6万4,700からプラス7,700時間というところで、1割ほど増えてるわけでございます。この大綱の中で、今年度は運送業等の勤務時間の制限等はじ

め、全業種でこの対象となった時間外労働の上限規制、こういったものが規制されてまして、各地の労働基準監督署を通じた遵守の徹底が図られるということが明記されました。香芝市ではこの長時間労働の解消という点で、そのような年度に巡り合わせたっていうところもありますけども、従来から、また現在どのような取組をされているのか伺いたいと思います。

○企画部長 長時間労働の解消に向けた取組でございますが、職員の健康状態の確認といたしまして、特に時間外勤務の時間数の多い職員などにつきましては人事課による面談、また希望する職員につきましては産業医の面談も実施しております。令和6年、今年度におきましては、人事課による面談をおおむね3か月に1回の実施を予定しているところでございます。

○中山武彦 3か月に1回面談をされてるところでございますけども、これはやはり長時間の勤務の方についてということでもいいんですかね、全員ではないということと理解しております。面談等をされております産業医の方も、面談ということですけども、厚生労働省によりますと過重な労働の原因というところで、それを原因として脳や心疾患で亡くなった方は2023年度中は58人と、鬱病などを患った自殺とか自殺未遂に至った方、この方は79人に上るということとあります。最近では労働災害の認定で精神疾患というところで精神障害の認定が急増してるというところを聞き及んでおりますけども、じゃあ香芝市の産業医と面談を受けてもまた休職に至ってしまったという休職の状況について教えていただけますか。

○企画部長 休職の状況ということでございますが、実際には回復したり復帰するなどによりまして1年を通じて人数については変動しているものでございます。令和5年8月現在の病気休職者につきましては7人でございまして、そのうち6人がメンタル不調者でございました。また、令和6年8月現在の病気休職者は6名でございます。うち5人がメンタル不調者でございます。

○中山武彦 これは8月の末というところでもいいんですね、分かりました。昨年の8月で7人と、メンタルの方が6人、今年は6人でメンタルの関係で5人ということですよ。そのような状況で、あまり変わってないということだと思います。この状況について、長時間勤務等また様々なストレス等が原因だと思いますけども、そのメンタルの対策として香芝市ではいろんなことも必要かと思っておりますけども、メンタルヘルス対策として、昨今の報道では上司や顧客によるハラスメント行為というところが大きく報道されておりますけども、香芝市ではこのメンタルヘルス対策として今面談等がありましたらどのように進められているのか教えていただけますか。

○企画部長 本市では、労働安全衛生法に規定されておりますストレスチェックを毎年8月の健康診断と時期を合わせて実施しております。高ストレスの者を早期に把握することに努めるとともに、受診した職員においても自身のストレスの状況についての気づきにつながるものであると考えております。

○**中山武彦** ストレスチェックをされてるというところで、このあたりは通常の業務の中で様々な気づき等が、本人も分からない面もありますし、はたから見てもいろいろ分かる面もあると思うんですけど、対策というところではやはり十分取っていただかないと休職に至ってしまう。また、突発的な理由でそのようなこともあるかと思いますが、十分な対策をもっと取っていただく必要があるのかなど、このように今思うんです、ずっと横ばいになってますのでね。そのような点については十分にまた検討していただいて、対応を取っていただきたいと、このように思います。

学校現場について伺いたいんですけども、今は一般的な行政の職員の関係の方の話でした。教育の中でも働き方改革が今進められております。聞くところによりますと、中央審議会の答申というところで8月に出た中では、過労死ラインの月80時間、これを超えないように、これをゼロにしようというところを最優先にすると聞いてます。全ての教員で45時間以内にするということが目指されているということですけども、学校現場、授業はもとより様々な活動がある中で、この担任の先生等の負担はかなり重いというふうにイメージがあります。そこで、この長時間労働になりやすい職場、この教育現場の教員の勤務実態はどうか教えていただけますか。

○**教育部長** まず、超過勤務という概念がございませんので、勤務時間外の在校時間というところで、それが45時間を超えている職員の割合について少し比較させていただきたいと思えますけれども、令和5年度の1学期、4月から8月の割合でいきますと、令和5年が31.1（後刻「31.4」に訂正）%であったものが令和6年には30.9%になってございます。今年度1学期の状況については、昨年度に比べまして微減しているという、そういった状況でございませぬ。

以上です。

○**中山武彦** 1学期微減ですが、3割の方が超えてるというところがございますよね。これは、次、45時間以内にするというところの目標が示されたわけでございますので、これをなくしていく必要があるというふうに思います。

長時間勤務の解消ということの方策として、中央教育審議会の答申では学校の教科担任制の拡充とか、また定数増はもちろんですが、生徒指導担当教員を全校に配置していくとか、そのようなことがうたわれてますけども、市の教育委員会ではこの各教員が抱える業務を減らしていく方策をどのように進められているのか教えてください。

○**教育部長** まず、先ほど45時間を超える教員の割合、令和5年度「31.1」というふうに申し上げましたが、「31.4」でございました。申し訳ございません。

今学校現場の働き方改革といいますか、長時間労働の解消の手だてでございませぬけれども、令和6年度の香芝市の重点事業といたしまして、学校司書ですとか不登校等の相談員の新規配置、また教員の業務支援員、部活動指導員、特別支援教育支援員、スクールカウンセラーの勤務時間増を実施いたしました。このほかにも統合型校務支援システムやウェブを活用して全小学校で教科や授業事例を共有するなどいたしまして、授業の質の向上と教材

研究等に係る時間や労力を軽減することを図っているところでございます。

以上です。

○中山武彦 今おっしゃった様々な支援の人員によって担任を持つ先生方の負担とかが軽減されること、また相談につながるような支援員の方の配置もということで目配りされた状況であるかなと思うんですが、ただ先ほども申しましたけども、香芝市の状況でも休職者が横ばいであり減っていないという状況になっておりますが、教員においても若手教員の間で精神疾患等で休職する事例があると聞いております。先生が休むと大変子供がかわいそうな状況になってしまいます。そこで、香芝市の教員で休職の状況はどのようになっているのか教えてください。

○教育部長 9月2日時点でございますけれども、体調不良等で特別休暇を取得している教員は4名おります。

以上です。

○中山武彦 9月2日時点ですね、2学期が始まってというところで4名という話でございました。多忙な中で体調不良になる前にこの対応を取っていただきたいと思うんですが、学校の内外で相談できるところまた相談できる人、そのようなサポートを受けられる人や場所が少しでもあれば非常に先生も助かると思うんですね。私の知るところでは、奈良県内の先生のOBの方がそのような相談のよろず相談、教員に限りますけども、そういったところを開設して奈良新聞等にも載っておりますし、先生の悩みも、その場の勉強会に参加させていただいたことがあります。大変毎日が地獄のような苦しみだというような話も聞きまして、そういった駆け込み寺的なところが1つは、民間でございますけども、一つの救済になってるかなと、こう思うんですね。そういった意味で、香芝市でできるところ、限られるかもしれませんが、教育委員会としてまずはメンタルヘルスの対策、これはどう取られているのか教えていただけますか。

○教育部長 教員に対しましても、例年ストレスチェックを実施いたしております。また、希望者につきましては、医師の面談を受けることが可能な状況となっております。

以上です。

○中山武彦 メンタルヘルスと医師の診断というところでした。教育委員会として、前回の議会でも河杉議員のほうからいろんな課題が出てきたときに直接先生に負担が及ばないようなところの相談の窓口をつくってはという話があったと思いますね、そういうような具体的な何か手だてというところもまた検討していただきたいと。様々な相談の人がいらっしやるだけでまた変わると思うんで、日頃そこにつながっている方でもつらいことで休職されてしまうこともあるかと思いますが、少しでも子供さんのためにそのような支援策をぜひとも今後検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大変忙しい先生の中で、また重い責任があるというところで、児童・生徒の日常生活を守ってくれてるこの先生方に感謝しなければいけないと、このように思うわけです。その処遇については、教職調整額の上乗せというところが今政府において検討されます。一律

4%から大幅な上乘せというところも聞いておりますので、成り手不足の解消につながるかどうか、その点、今後の教育の質の向上にもまたつなげていただきたいと、こう思いますので、ぜひとも働き方改革を一層進めていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

別の観点から伺いたいんですが、香芝市の仕事に携わる指定管理者また委託先企業の団体等についての労働社会保険諸法令に基づく帳簿等規定の確認が、香芝はそれができてるかどうかというところを確認していきたいんですけども、市長部局においてその点、委託先等についての労務管理等について何か確認できる手だて、それがあがるかどうか、その点はいかがでしょうか。

○企画部長 委託業者の従業員等につきましては、直接的に指示などを行うことができないものでございます。委託業者の職場の労働安全衛生に係ること、心の健康としてのメンタルヘルスにつきましても、委託業者内におきまして適切に労働安全衛生法の趣旨にのっとりまして行っていただくべきものと考えております。

○中山武彦 業者のほうでやっていただける部分であると、それは事業者さんそれぞれの守るべきものであるということは分かるんでございますけども、ただ香芝としてやはり、住民サービスに跳ね返ってくる内容でもございますので、仕様書等の記載の工夫とか、また何かあったときには確認というところも検討していただきたいと思うんです。具体的に住民と近いところ、一例として、これ、教育委員会に伺いたいんですが、総合体育館等の指定管理者、このケースについて確認する仕組みがあるのかどうか、この点はどうでしょうか。

○教育部長 指定管理先の施設で働く職員の労務管理につきましては、雇用者である事業主において行われるものでございまして、市として直接労務管理は行ってないことから、指定管理に関する基本協定書においても記載はございません。ただ、指定管理者が労務関係法令を遵守することは、これは当然でございますけれども、その確保のため指定管理者の選定の際に事業者に示す業務仕様書の法令遵守に関する項目に労働関係法令を含めることで適正な労務管理が行われることを求めています。一方、近年独自に労働条件の審査を行っている自治体も見受けられることから、まずは今ご指摘にありましたようなことにつきましては先進事例の研究から始めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○中山武彦 まさに今おっしゃった労働条件審査というところで、この専門的な観点から次の選定なり更新の際の応札条件に加えられている自治体があると聞いております。ただ、奈良県の状況を聞きますと、あまり進んでいないということでありました。住民の福祉に寄与する仕組みでございまして、この労働関係のその帳簿とか規定の確認、また労働条件が守られてるかどうか、そのようなことでやはり指定管理者については応札条件に加えていくべきではないかなと、このように思いますので、ぜひとも研究を進めていただいて導入を進めていただきたいと思います。これは要望というところでさせていただきます。

じゃあ、続きまして質問をさせていただきます。

熱中症対策についてですが、今年の夏は大変暑い夏でございます。大変に猛暑日というところがほぼ毎日続いています。自然災害の死亡者数を上回るような、年間1,000人を超える年も最近はあるようです。熱中症の特別警戒というところも最近出てきておりますけども、実感として昨年よりも暑く感じております。健康に留意する上で、暑さが分かる指標をどのように示されているかまずは教えていただきたいと思います。

○健康部次長 気温が著しく高くなることにより熱中症による健康被害が生じる可能性があるとして予測された際に発表される熱中症警戒アラートの基準になっている暑さ指数は、気温や湿度、輻射熱などを基に熱中症の危険度を判断する指標でありまして、その指数が33以上と予測した日の前日に発表されるものでございます。この熱中症警戒アラートは、奈良県におきまして令和5年度は5回、令和6年度につきましては9月6日本日までで31回発表されていることから、昨年度より熱中症の危険度が高まっていると言えると考えてございます。

以上でございます。

○中山武彦 昨年よりも物すごく伸びているというところで、大変私の実感として、先ほど申しましたが、暑さが半端でないと思ってるわけです。

救急搬送について伺いたいんですけども、熱中症の疑いでこの夏に救急搬送された方の人数等を把握されているでしょうか。

○健康部次長 香芝市民の方とは限定できませんけれども、令和6年度に香芝市から熱中症により救急搬送された件数は8月29日時点で44件となっております。また、過去の救急搬送件数につきましては、令和5年度で50件、令和4年度で44件と伺ってございます。

以上です。

○中山武彦 期間について、現時点というところですので、恐らくまだ9月がありますので伸びていくと思います。救急搬送も例年50件等ですね、今の時点では44件というところですので、非常に熱中症にかかる方が相当数いらっしゃるということだと思います。

香芝市の対策というところを教えてくださいたいんですが、健康部で取り組まれているものはどのようなものがありますでしょうか。

○健康部次長 熱中症予防対策の周知といたしまして、広報紙、ホームページ、ポスター、また各種健診や教室等におきましてチラシを配布し、熱中症予防行動を促す啓発を実施しております。また、気候変動適応法が令和5年5月に改正されまして、熱中症警戒アラートが法に位置づけられ、さらにより深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、1段上の熱中症特別警戒アラートが創設されました。熱中症特別警戒アラートが発表された場合におきましては、市民に情報発信を行うとともに、一時的に暑熱から避難するために指定したクーリングシェルターを一般開放する対策を実施いたします。

また、健康部ではございませんけれども、令和6年7月17日付で報道発表いたしましたとおり、香芝市立小・中学校、幼稚園等におきましては原則として熱中症特別警戒アラートが発表された場合は臨時休業するということといたしまして、市民への対応を実施する予定

となつてございます。

以上です。

○**中山武彦** 熱中症特別警戒アラートというところですが、まだ現時点では一度も全国的に発令されてないと、このように調べたら分かりました。今クーリングシェルター等も整備されたというところですが、予防策はやはりまだ十分じゃないかなと思うんですね。自然災害よりもたくさんの方が亡くなつてゐるような災害級と言われるところだと思いますので、そうなるよりはやはり積極的な対策をもう一段整備、ハード面ではなく、進めていただく必要があるかなと思うんですけど、企画部に伺いますけども、職員に対する熱中症対策はどのように進められているのか、この点については、庁内は空調がありますけども庁外は大変厳しいと思いますけど、その点は何かされてますでしょうか。

○**企画部長** 熱中症対策につきましては、香芝市職員安全衛生委員会におきまして本市の産業医よりご意見をいただいております。熱中症に係る注意喚起の通知を職員向けに6月3日及び8月2日に行ったところでございます。熱中症の応急処置や危ない状況と対策、予防法等が示されました厚生労働省の参考資料の共有を行うとともに、特に多量の発汗を伴う作業が発生する職場に関わる所管に対しましては必要に応じた対策を行うように通知をしているところでございます。

○**中山武彦** その職場、屋外の業務をされることが多い都市創造部さんについて伺いますけども、その現場での業務、比較的多いと思いますが、どのような対策をされているのか教えてください。

○**都市創造部長** 都市創造部の公園道路管理課の作業員につきましては、熱中症対策といたしまして空調服、それとアイスベストを着用し、作業を行っております。

以上でございます。

○**中山武彦** 空調服とアイスベストということで、よく最近現場で見る形ですよ。これも効果が出ないときもあるかもしれません。そのようにも聞いてます。気をつけて業務をしていただきたいと思います。

続いて、ごみの収集業務について、長時間携わられる方への対策はどのようにされているのか教えてください。

○**市民環境部長** 熱中症対策、熱中症予防には、水分補給や塩分補給が重要になっております。従前より塩分チャージタブレットを各自に配付しており、業務中携帯し、随時に塩分補給をすることにより熱中症予防に努めております。

以上でございます。

○**中山武彦** 塩分チャージタブレットというところですね、水分を補水するというんですかね、そういう効果があるというふうに聞いてますけども。長時間にわたつての業務ですのでさらに新たな取組というところを何か、今後暑くなるので検討が必要だと思いますけど、いかがでしょう。

○**市民環境部長** 今年の夏からとなりますが、塩分タブレットに加えて経口補水液を各自

携帯するよう配付いたしております。ただし、経口補水液につきましては、予防ではなく脱水症状に対する食事療法である経口補水療法に用いるものでございますので、例えば業務中に脱力感、目まい、立ちくらみ、口の渇き、吐き気など熱中症の初期症状と思われる症状を自覚した場合に各自経口するよう携帯することにより熱中症対策を図っております。

以上です。

○中山武彦 経口補水液ですね、緊急時に対応するということであると思います。牛乳とか、同じような効果あると伺ってますので、よく研究されて、補水液はされたと思いますので、ぜひとも気をつけて業務していただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

香芝市の屋外業務のほうでは様々な対策を取られてると、こう伺いました。住民の方へのご家庭での過ごし方というところですが、熱中症予防、先ほども申しましたが、もう一段やはり深くというか、丁寧な周知等、予防強化というところで伺いたいんですが、予防意識を高めるという意味で目安になる基準、警戒アラートの発表はあると思いますけども、その環境要因に加えて暑熱順化という取組が今報道等をされております。一種のトレーニングに当たると思います。こういった有効なところも香芝では健康部のほうで周知してはどうかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○健康部次長 議員おっしゃいましたように、暑さに慣れていないと熱中症になる危険性が高まります。例年暑さが厳しくなる前から熱中症予防につきましては啓発をしまいましたが、体が暑さに慣れる暑熱順化の具体的な方法につきましては周知不足の点がございます。適度な運動や入浴等による具体的な行動を示し、暑熱順化に有効な対策を講じることができるよう啓発におきましても今後工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

○中山武彦 早くからの啓発というところで暑熱順化のようなところも効果が出てくると思います。2週間ぐらいっていうか、年齢差、男女差があるとも聞いてますので、ひとつその点も研究していただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

「コロナ禍と学校生活について」

○中山武彦 続いて、質問に入ります。

コロナ禍と学校生活について質問いたします。

振り返りますと、2020年、令和2年ですね、3月2日から新型コロナウイルスの感染拡大のために学校現場では長時間臨時休校となりました。卒業式を控えた中での学校行事が中止また縮小されたわけです。子供が学校に行かないで家で長時間過ごすっていう経験は、ある意味ではご家庭も学校も初めてで負担が増えたことだと、改めて学校の役割の大きさ、これを実感したという期間になったのではないかと思います。そこで、リアルにはその時期にいろいろと影響は確認させていただいておりますけども、ようやく昨年5月に新型コロナ

が感染法上の5類相当ということに移行して、この3年余りの間の児童・生徒の影響について改めて、議会質問してきておりますけれども、今改めてまた聞きたいと思えます。

現時点で教育委員会は影響をどのように考えているのかお聞きしたいんですが、まず最初にコロナ禍によって中止や変更を余儀なくされた学校行事はどのようなものがあるのか改めて教えてください。

○**教育部長** 令和2年頃から、新型コロナウイルス感染症の拡大を避ける観点から、子供たちや保護者が集まるほとんどの学校行事が実施方法を変更したり中止したりすることになりました。変更した主なものでございますけれども、入学式や卒業式、また運動会などの実施方法がございます。中止したものの主なものといたしましては、音楽会や遠足、修学旅行などが挙げられます。

以上です。

○**中山武彦** 遠足と音楽会等ですね、中止されておりましたね。この体験でどういう影響が出てくるのかっていうのを聞きたいんです。昨年5月のこの5類移行というところ、ここで学校行事や体験活動に大きな変化はありましたでしょうか。

○**教育部長** 大きな変化ということでございますけれども、マスク着用の促しも緩やかなものとなっております、換気や手洗いなどの衛生管理を確実にしながら新しい基準の下で元の形に近い学校生活を送っているところでございます。

以上です。

○**中山武彦** 元の生活に戻ってきてるというところですよ、感染拡大の波はまだ続いていますので、換気の、手洗い等、励行をしっかりとっていただきたいと思えます。

かつて中止された体験学習が従来のように実施されてると聞いております。それはどのような内容なのか、香芝市の史跡とか二上山博物館等文化施設の見学とか、水道事業もございまして、そのようなところの視察、見学とか、また市内事業者さんでの職場体験もかつてやっておりました。このようなものは有益だと思いますが、現在こういった校外学習とか体験学習、これはどのようにされてるのか伺いたいと思えます。

○**教育部長** 小学校について説明いたしますと、例えば2年生でございましたら地域のお店、自分が住んでいる町のことを学習する3年生におきましては市役所や図書館、消防署や警察署を訪問いたします。また、4年生では水の学習をいたしますので、水道水の仕組みを学ぶために大滝ダムや森と水の源流館を校外学習先を選ぶ学校もございまして、それぞれの教科学習と絡めて効果的な校外学習を今実施しているところでございます。

以上です。

○**中山武彦** もう元に戻ってるということで、香芝市内の様々なところを見ていただけてるといえるところだと思います。身近なお店っていう話もありました。職場体験のほうも頑張ってくださいと思うんですが、従来のように目的に沿った形で効果が高められる内容というものになるよう行き先等を検討していただいて、しっかり進めていただきたいと思えます。

学校現場、大変混乱した中での対応がかつてはあったと思いますけども、先生方は精いっぱいのことをなされたと思います。そこで、コロナ禍での学校行事や体験的な活動が制限された中でのこの影響というところを次に伺いたいんですが、この部分について子供にはどのような影響があったと考えられるか当時を振り返って伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○**教育部長** コロナ禍で学校行事などが縮小されたことの影響というご質問でございます。

本市の小・中学校を対象に行った調査というのはございませんけれども、2021年に民間の調査会社が小学生から高校生の子供がいる世帯の親4,000人を対象に行った調査によりますと、小学生について見ますと、運動会、体育祭、球技大会が中止、縮小になった場合、非認知能力や友達と遊ぶ頻度、また心身の健康にマイナスの影響を与えていることが分かったということでございます。また、修学旅行や移動教室が中止、縮小になった場合は、学校生活、生活習慣、心身の健康に悪影響を与えているといったような結果も見てとれるというような調査結果がございました。

以上です。

○**中山武彦** 今おっしゃったところで心身への影響があったというところでございますけども、この学校行事、体験的な活動がびたっと止まるとやはり子供のほうに影響がかなり出ると、このように改めて思っております。この教育的な意義というものがとても大きいこの学校の行事というところ、教育委員会はそのことについての認識をどうお持ちなのか改めて教えてください。

○**教育部長** 子供たちに生きる力を育むためには、自然や社会の現実に触れる実際の体験が必要であるということでございます。子供たちは、具体的な体験や事物、物事との関わりをよりどころとしまして、感動したり驚いたりしながら、なぜ、どうしてと考えを深めていく中で実際の生活や社会、自然の在り方を学んでいくというふうに言われております。コロナ禍によりまして子供同士だけでなく地域の皆さんとの関わりなど様々な活動が制限されていたマイナスの影響というのは、大変大きいものであるというふうに考えております。

以上です。

○**中山武彦** マイナスの影響というところもおっしゃったわけですけど、学校においては、子供たちの一番の環境というところはやはり担任の先生であり周りの大人たちであるというふうに思います。その中で、校外に出て、学校に出て集団生活をされ、また体験を積む中で一つ一つ成長につながっていくと、このように思うわけですね。より一層の取組というところをお願いしたいと思います。その点については、体験学習の機会を増やすことについて、その点はどうでしょうか。

○**教育部長** 文部科学省の調査などによりますと、子供の頃の自然体験や地域活動等の体験の有無と申しますのは、やる気や生きがい、思いやりや人間関係の構築能力といったような学力以外の生きる力に大きく影響しているということが明らかになっております。体験

的な活動は、子供たちの身近な地域で行うことができるものです。市内、県内には多くの社寺仏閣ですとか文化、スポーツに触れられる場がございます。地域の方々との触れ合いなども含めまして、**学校教育における体験的活動の充実にこれからも努めてまいりたいというふう**に考えております。

以上です。

○中山武彦 ぜひとも体験的なところもまた進めていただきたいと思います。

私、今まで議会の答弁を聞いてまして、子供の教育においては先生の人間性というところも答弁に1点あったと思いますね。そういうところもやはり一番大事ななと思ってますので、そういったところから始めて、また学校教育、コロナが今一つ収束した後での再開という中で、いろんな、休職等もありますし、その点の今後の取組をまた進めていただきたいと思いますので、教育長、その点、最後いかがですかね、お答え願えますか。

○教育長 失礼いたします。

子供にとって体験学習、体験活動というのは、とても人間形成の上でも、そしてそこで得るものはとても大きいものがございます。でき得る限り、実施できる状況になればどんどんさせていってあげたいなということを考えております。

以上です。

○中山武彦 突然のことで申し訳ございません。ぜひとも進行のほうをよろしく願います。

「障がい児（者）の支援について」

○中山武彦 3番目に、障害児の支援、障害者の支援について伺いたいと思います。

通告書にも記載してありますが、文部科学省の令和4年度の調査で通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の実態調査というところが結果公表されました。その中で、通常の学級に在籍する児童・生徒の8.8%に発達障害の可能性のあるというところが記述されておりまして、増加の傾向にあることが示されました。そこで、知的障害や発達障害、また知的発達の遅れはないものの学習面または行動面で困難を抱えている児童・生徒が将来にわたって安心して生活できるように乳幼児期における早期発見、早期支援が重要でありますので、質問をしていきたいと思っております。

そこで最初に、これらの障害についておおよその定義を確認しておきたいと思っておりますけれども、支援が必要な知的障害また発達障害はどのような定義になっているのか教えていただきたいと思っております。

まず、知的障害について伺いますけれども、どのような症状が知的障害と言われますか、また福祉においてはどう位置づけられてるのか教えてください。

○福祉部長 お答えいたします。

知的障害は、医療の観点では発達期に発症する一群の疾患である神経発達症群の中に位

置する知的能力障害に該当し、福祉の観点におきましては知的機能が発達期、おおむね18歳までですが、に現れ、日常生活に支障が生じているために何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもので、療育手帳の対象となっております。

○中山武彦 療育手帳というところですけども、続いて発達障害についてはどうでしょう、これも福祉における位置づけも併せて教えてください。

○福祉部長 発達障害ですが、医療の観点では神経発達症群のASD、いわゆる自閉スペクトラム症、ADHD、注意欠如多動症、LD、学習障害などが該当し、福祉の観点ではASDやADHDなどの脳機能の障害で通常低年齢で発現するものとして精神障害者保健福祉手帳の対象となっております。

なお、発達障害と知的障害と併存している場合もございます。

○中山武彦 今のお話では、医療の観点からだと思うんですが、神経発達症群というところに属すると、知的障害においても発達障害においても、ただ福祉の面から見ると行政的には療育手帳の対象が知的障害、また精神障害者保健福祉手帳の対象が発達障害というふうに分かれていて、併存している場合もあるという話ですよ。この法制度の視点と医学の視点があるというふうに分かるわけですが、支援につなげるための早期発見というところをまず伺いたいんですが、小学校1年生になったばかりの子供の間で時々学校に行けないというような子供も見受けられます。不安がって途中で引き返したりということもあります。このような問題であったり、子供の乳幼児期からの早期発見というところが非常にその後のこの子供の学校生活に影響を及ぼすと思うんですね。知的障害、発達障害、これが疑われるかどうか、早くから分かればいいと思うんですけど、この点について伺います。

健康部において、この乳幼児期からの早期発見の仕組み、どのように取り組まれているのか教えてください。

○健康部次長 保健センターにおきましては、乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的に4か月児健診、10か月児相談、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を実施しております。健診等では、身体計測により体の成長や栄養状態の確認、先天性疾患を含む病気の有無、予防接種の時期や種類の確認などを行っております。さらに、運動、言語、精神発達が月齢や年齢に応じた成長であるかを確認することで知的障害や発達障害が疑われる事象がないか確認しているところでございます。

以上です。

○中山武彦 では、今早期発見の仕組みというところですけど、知的障害、またそれが気づきにくいような軽度知的障害というケースもありますし、また境界知能と言われる非常に気づかれにくいところもあると思うんですけど、健診だけで全て分かるんでしょうか。

○健康部次長 健診の時点におきましては年齢相応の発達であった場合でありましても、行動範囲の拡大や集団生活におきまして保護者の困り事や不安が出てくる場合は乳幼児相談や地区担当保健師が相談に対応しております。そこで発達の遅れや意思の疎通等に困難が見られることなどを確認することによりまして早期発見に導けるケースもございます。

以上です。

○**中山武彦** 今のお話では、お子さんの様子を見て気づいた上で相談に行かれて、そこで保健師さんですかね、そのような方が見ていただけるということで、気づきが前提になるというふうに思いますね。気づかれたら早く相談に行かれたらいいと思うんですが、保健師さんが相談を受けて支援が必要と判断した場合どのようにサポートされるのか、その点を教えてください。

○**健康部次長** 成長、発達が少し遅い場合であっても、個人差がございますので、保護者の需要や不安に寄り添いながら、乳児相談等で経過を見ながら育児支援を行っております。しかしながら、乳幼児の特性に合った育児支援が必要な場合や早期療育が必要であると考えられる場合などは、臨床心理士につなぎ、発達検査を通して客観的に保護者に助言することで早期療育や医療機関への受診につなげることができるよう支援しております。

以上です。

○**中山武彦** 早期に療育等支援につなげるようにということですが、保護者の方が我が子が障害を持ち、また成長の発達が少しちょっと遅れてるかなという気づき、この受容はやっぱり難しいというか、大きな一つのポイントかなと思いますね。乗り越えるべきところだと思います。しかしながら、いずれにしても気づいたら早くから支援につなげていくことが大変望ましいのではないかと、こう考えますので、保護者の方への十分な寄り添いをお願いしたいと思います。

保護者が療育を受けることを希望される場合の対応はどうなりますか、その点を教えてください。

○**健康部次長** 保護者が療育を希望される場合におきましては、臨床心理士が発達検査の結果におきまして療育が必要であると判断する結果を示した書類を社会福祉課のほうに提出していただくことで手続が進めるようになってございます。

以上です。

○**中山武彦** その手続を進めていくということなんですけど、相談の件数というか、発達相談のところの部分について年間どれくらいの方が受けていらっしゃるか教えてください。

○**健康部次長** 心の健康相談室における未就学児の発達相談件数でございますが、令和5年度実績で延べ450件という状況でございます。

○**中山武彦** 450件、延べってということなんですけどもそんなに少ない数字でありますし、1年間で子供が生まれるのが600からというところですのでかなり多いと思います。

子供に合った生活環境を整えるために個人のことを理解して支援につなげていくことが大事だと思いますけども、知的障害と判断されて療育手帳の交付を受けられた方また発達検査の結果療育の対象となった方、その場合の早期支援というところなんですけども、児童発達支援や放課後等デイサービスなどが福祉的に受けることができるというふうに聞いております。人数的に見て療育手帳をお持ちの方の推移また通所の福祉サービスの利用者数の推移はここ3年どうなってるのか、その点を教えていただきたいと思います。

○福祉部長 お答えいたします。

療育手帳の所持者数につきましては、令和3年度は695人でありましたのが令和5年度末で771人となっております。また、児童発達支援の年間延べ利用者数は、令和3年度で4,568人、令和5年度は5,719人となっております。放課後等デイサービスの年間延べ利用者数でございますが、令和3年度で6,683人、令和5年度で7,872人と共に年々増加してきております。

以上です。

○中山武彦 3年でかなり増えてきてるというところですか。そういったところなんです、児童発達支援に関する福祉サービスの利用、この市内の事業者数が足りてるのかどうかというところも伺いたいんですが、現在の人数の増加にあったとしてそれは対応できてるんでしょうか。

○福祉部長 事業所の数でございますが、児童発達支援の事業所は市内に19か所、放課後等デイサービスの事業所は市内に16か所ございます。今後もニーズの増加というのは見込まれるところではございますが、制度上は市内だけではなく市外の事業所の利用も可能となっております。保護者には、相談時に近隣市町の事業所の支援内容や送迎の有無などの情報も提供しながらニーズに対応できるように努めております。

以上でございます。

○中山武彦 市外のところも対応できるということで、人数に応じた事業所数の準備というところをやはり目配せしていただきたいと私は思います。

児童の発達支援、福祉サービスの中で一つの今在り方として保育所等訪問支援というサービスがあると聞いてます。奈良県も新規の補助事業として質の向上に取り組む市町村に支援していると聞いておりますが、香芝市でこの事業、もうされていると思いますけども、もし実施されているのであれば内容また経年の推移等を教えてください。

○福祉部長 保育所等訪問支援につきましては、保育所等に通う障害をお持ちのお子様に対しまして事業所の支援員が学校や保育所等に直接訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスで、令和3年度は年間延べ利用者数は48人、令和5年度は146人と増加しております。

○中山武彦 3倍近く増えてきてるわけですが、この中で増加要因というところはどこにあるのか伺いたいと思います。

○福祉部長 保育所等訪問支援の増加につきましては、様々な要因が考えられますが、学校や保育所等、訪問先の協力や理解がないと効果的な支援につながりにくいというところですね。その理解は徐々に進んでおまして、そのために利用者が増えてきているものと考えられます。

○中山武彦 学校等受入先で理解が進んでるということなんです、その学校教育について伺いたいと思います。

今学校に行くのとどのような支援が受けれるのか、その点についてまず伺いたいと思いま

す。

○**教育部長** 学校におきましては、特別支援学級への入級また通級指導といった形で特別な支援を必要とする子供たちへの支援を実施いたしているところでございます。

○**中山武彦** そういったところですけども、就学相談というところで、子供のペースに合わせて学習面や生活面での支援が必要と、このように思います。就学相談、実施していると思いますけども、特別支援学級に入るといふところの相談、また様々な支援を受けながら学校生活を送るための保護者から相談を受けるといふ思います。一般的に特別支援学級に入るための手続というところをまず伺いたいと思います。

○**教育部長** 特別支援学級への入級の手順でございますけれども、各幼稚園や保育所には子供の様子を記したものの、保護者には診断書や検査結果、療育手帳等を用意していただきまして、先ほどおっしゃいました就学相談を実施させていただきます。この就学相談は、主に夏休み期間中に就学先の学校で行うわけでございますけれども、その場には本人と保護者、在籍している幼稚園や保育所の先生、学校の管理職、特別支援の担当教員、そして市の教育委員会で入級に向けての相談をさせていただきます。この相談を経まして保護者がいろいろと再考され、就学についての申出は学校を通して教育委員会のほうに提出されます。提出された書類を基に毎年11月頃に香芝市の就学指導委員会というところで審議をいたしまして子供にとっての適切な学びの場を決定していくという、そういった手順になります。

以上です。

○**中山武彦** 今手順というところを教えてくださいましたけども、教育相談を受ける子供の数っていうところでどのような傾向にあるのか教えてくださいいただけますか。

○**教育部長** 教育相談の件数でございますけれども、小学校の新入学の就学相談の件数を、例えば昨年度令和5年度は66件、令和4年度も66件、令和3年度は76件という件数でございます。子供の数がやや減少傾向でございますけれども相談件数については横ばいというところでございます。大体新小学校1年生の1割の子供が相談を希望されているという状況でございます。

以上です。

○**中山武彦** 1割の子供が相談を受けるというところでございます。冒頭申し上げましたけども、普通の通常学級の中で8.8%の方が発達障害の可能性のあるというような調査もありました。また、新入生1回だけの調査であると、また学年で後から気づかれた方の相談もしたいわけだと思いますけども、先日奈良県の発達障害の支援センターで話を聞きましたら、軽度知的障害とかあるいは境界知能と判断される方がいらっしやって、乳幼児期には気づかれないけども小学校の途中でやはり分かるという場合もあるということでございます。気づいたときの支援というところだと思いますけども、学年の途中でも相談できるのか、その点はいかがでしょう。

○**教育部長** 就学相談につきましては、新就学対象の児童に限ったものではございません。学校生活を進めていく中で学力面での課題が大きくなって途中で特別支援学級への入級を

希望されるというようなケースもございます。現在、下田小学校の1年生と通級指導教室で書字障害の検査を行って学習面で支援が必要な子供の早期発見につなげております。具体的には、1年生の平仮名の学習終了時点におきまして平仮名单語聴写課題というものを実施いたしまして、その中で正答率が48%以下の児童については書字、読字に何らかの困難を抱えているといたしまして、懇談などを通して保護者に伝えるようにいたしております。できればこういった取組を全ての小学校1年生に広げまして、字を書いたり字を読んだりすることに困難を抱える子供の早期発見につなげていければというふうに考えております。

以上です。

○**中山武彦** 全校にぜひとも広げていただきたいと思いますね。学校を転校される方がやはりいらっしゃると思いますね。そこにしかない支援があると転校していくという方がいらっしゃると思います。小学校の1年生の通常に、一緒に見守りしてても途中で帰ったり、いろんな子供がいらっしゃいますので、そういったケースも多々見受けられます。だから、全校にあれば、せっかく学校に行つて途中で替わる必要もないんじゃないかなと私は思うんですね。そのあたりもぜひとも、課題はあるかと思いますが、進めていただきたいと思います。

それで、進路選択の相談というところを伺いたいんですが、中学生になるとやはり進路が気になるわけですが、子供の将来を考えて慎重に決めていただく必要があると思いますけれども、その進路相談はどのようにされているのか教えてください。

○**教育部長** 特別支援学級に入級している中学校3年生の進路でございますけれども、県立の養護学校には高等部が併設されております。また、高等養護学校もございます。障害の種別によっては普通科の高校へ進学する生徒もございます。適切に進路指導をいたしているというところでございます。

以上です。

○**中山武彦** 特別支援学級に入級している中3生、この方についてはどのような進路が選ばれるのか、その点を教えていただけますか。

○**教育部長** 先ほど申しましたけれども、県立の養護学校には高等部を選ばれる方もありますし、高等養護学校ということで様々な職業の訓練を受けられる方もいらっしゃいます。もちろん県立の普通科の学校へ進学される生徒もおられるということでございます。

以上です。

○**中山武彦** 普通科の高校を選ばれるというところで、やはり合理的な配慮というところですよ。進学するに当たって試験を受けるというところになると思いますとやはり障害のケースによっては合理的な配慮が必要な場合があると思いますが、この点は具体的に配慮されているのか教えてください。

○**教育部長** 障害の特性に合わせて受験に当たりまして様々な配慮がなされております。一例として申し上げますと、学習障害や自閉スペクトラム障害などの生徒に対しましては、別室受験ですとか試験問題の文字を拡大する、また問題文の読み上げ等が行われて受験に

当たって生徒の実力が発揮できるように配慮をされているところでございます。

以上です。

○中山武彦 配慮もしていただいているというところで、やはり全ての就学前、また学齢期、そして受験を控えて高校と、そして大人というところで、フルコースで一連の支援が滞りなく、切れ目なくできるような人生というか、受けれるような人生というところで、やはり香芝市が大変その点ではありがたいというようなところをつくっていく必要があると、このように思います。将来に見通しが立てればやはり逆算して様々な手が打っていけると、あらかじめ準備ができるというところだと思いますので、一連の支援を全て受けれるようなところ、生涯にわたるものが必要だと思います。市長にも最後聞きたいんですけど、その前に福祉部に今後の具体的な支援というところ、ひとつそういったところを統合するようなところも必要だと思いますけども、何か新しいところがあれば展開として具体的な施策を考えていただけますでしょうか、どうですか。

○福祉部長 発達障害をお持ちの方の支援のほか、そのご家族への支援も重要であるというふうに考えております。今後は、家族などへの支援という点につきまして、自らも発達障害のある子育てを経験した親などが同じような発達障害のある子供を持つ親に対しサポートを行うペアレントメンターというものや医療や福祉の専門家ではなく同じ種類や困り事を共有する仲間との間で相互に助け合うピアサポートと言われるものの導入にも取り組み、保護者などが子供の発達障害の特性を理解して必要な知識や方法を身につけて適切な対応ができるように支援をしてみたいと考えております。

以上です。

○中山武彦 よろしく願いいたします。経験のあるペアレントっていいことですよ、いろいろとサポートをできるのであれば助かると思います。進めていただきたいと思えます。

最後に、市長に伺いたいと思いますが、今の知的障害、発達障害の支援、また気づかれにくい方もいらっしゃいますので、そここのところのトータルで香芝として非常に子育てに充実していくんだというところのお考えがあれば、また決意等があれば教えていただきたいと思えます。

○市長 知的障害、発達障害、発達に何らかの障害のある児童・生徒をしっかりと支援していくという体制を市としてもしっかりと整備をしていくということは、重要であるというふうに考えてございます。今議員のご議論の中でも一部の支援が一部の学校のみで行われているというようなこともございますので、そういったところをしっかりと全市的に広げるといことも重要ではないかなというふうに思っております。また、福祉部長からも答弁させていただきましたように、本人だけではなくて家族に対する支援というところもしっかりとさせていただくことも重要であるというふうに思っております。そういったところの支援を行政としてできることをしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中山武彦 ありがとうございました。ぜひとも積極的な取組をお願い申し上げます。
以上で、終わります。ありがとうございました。